

# 生活指導ガイドライン

平成21年2月改訂

長野県松本美須ヶ丘高等学校

## [1] 「懲戒処分の基準（ガイドライン）」作成の背景

高校生による犯罪の深刻化や問題行動の再発、あるいは暴力など他生徒への影響力の大きい問題行動が生じる現今、「反省指導」という教育的措置の他に「懲戒処分」（学校教育法第11条、同施行規則第26条）という行政的措置も含む指導指針を作成する必要が生じてきた。

## [2] 「ガイドライン」作成に当たっての本校の基本姿勢

「自主・自律の精神の育成」を教育目標にしてきた伝統を生かし、次を基本姿勢として確認してきた。

自主性尊重の校風の下、生徒自身による問題解決を促す指導こそ生活指導の根幹である。したがって、懲戒処分は極めて例外的措置であり、その適用は極めて慎重に行われるべきである。

## [3] 作成及び運営上の留意点

1. 「反省指導」を重視し、いかなる事例でも教育的指導の可否を検討する。
2. 多様な「反省指導」の手法をもち、きめ細かな指導マニュアルをもつ。
3. 本人・保護者との対応は、教育的配慮のもとに誠実かつ慎重に行う。
4. 指導・処分のいずれにおいても、全職員で協議し、コンセンサスを得る。  
なお生活指導部・学年合同会（以下「合同会」）は、指導の中心的役割を担う。
5. 信頼関係をより確かなものとするため、指導記録を大切にす。
6. この「ガイドライン」は指導の重要な指針ではあるが、絶対の指針ではない。

## [4] 問題行動に対する「反省指導」及び「懲戒処分」のあり方

下記のような問題行動を起こした生徒に対し、「反省指導」を行う。なお、その内容や反省状況に応じては「懲戒処分」を適用する。

### ◇学校生活での問題行動

- \* 授業妨害など学校の正常な教育活動を妨げる行為
- \* 施設設備・器物の損壊行為
- \* 暴行行為（暴力、威圧、威嚇、暴言、金品強要など）
- \* 生命及び心身の安全を脅かす行為
- \* 試験不正行為
- \* いじめ
- \* 窃盗

### ◇社会生活上の問題行動

- \* 喫煙
- \* 飲酒
- \* 窃盗（万引き、自転車占有離脱物横領などを含む）
- \* アルバイト規定違反
- \* 交通機関の不正乗車
- \* パチンコ等高校生は禁止となっている遊技場への入場
- \* シンナー等の薬物使用
- \* いわゆる不純異性交遊、援助交際等の売春行為
- \* セクハラ・痴漢行為
- \* その他、反社会的な逸脱行為

### ◇交通関係の問題行動

- \* 免許無断取得
- \* 無免許運転
- \* 違反運転手のバイクの相乗り
- \* 暴走行為
- \* 交通法規・校内交通規定に違反した行為
- \* 重大な交通事故の加害者

## [5] 問題行動に対する指導のあり方

指導は、次に掲げる留意点をふまえ、以下の流れで行う。なお、詳細は別途「マニュアル」による。

### 1. 事実確認

- 1) 問題行動が生じた場合は、担任は本人及び関係者から事情を聴取する。なお、その際、生活指導部・学年会も行動をともにし、正確かつ詳細な事実を確認する。
- 2) 事態に応じては保護者に連絡し、「自宅待機」を含む指導留保を指示する。

### 2. 指導方針の決定

- 1) 生活指導部は学年との合同会を開き、指導案を立案する。  
なお指導の方法は、内容に応じ次の通りである。
  - 2) ① 厳重注意    ② 反省指導    ③ 懲戒処分    ④ その他の指導
- 2) 指導案を職員会議で審議し、学校長が決定する。なお「自宅待機」が長引かぬよう、緊急性もしくは重大性が高い事案を除いては、合同会案に基づいて指導し、職員会では指導経過も含めて事後承諾を得ることが出来る。
- 3) 指導案を家庭訪問などにより早急に伝え、指導に入る。なお「懲戒処分」を除いて学習権を保障する。

### 3. 指導

- 1) ① 厳重注意；問題行動が比較的軽微で、学習活動を制限した指導を必要としないと判断した場合、学年・生活指導部などで注意指導を行う。
- 2) ① 反省指導
  - ① 担任は学校の意志と指導の仕組みを伝えるとともに、指導に従わない場合は、「停学処分」となることも伝える。また同時に本人・保護者の意見も聴取する。
    - ② 学習を保障しつつ家庭反省と登校反省を併用し、また反省期間が長期にわたらぬよう配慮する。担任による家庭訪問の他、学年や生活指導部は登校反省時の面談により反省の深化を求める。
    - ③ 反省状況を見て、生活指導主任は担任・学年主任と相談し、反省解除のための合同会を開催する。その案を職員会議で審議し、学校長が決定する。
    - ④ 校長説諭；反省解除に当たっては、学校長は本人の反省と決意を確認し、今後の指針を示し激励する。
    - ⑤ 指導に応じず「停学処分」とする場合は、職員会議で協議し、学校長が決定する。その際の指導は、後述する。

### 3) 懲戒処分

次の場合は、懲戒処分となる。ただし処分は、生徒の権利を停止したり奪うもので、身分や将来に重大な影響をもたらすため、きわめて慎重な対応が求められる。

- ① 停学処分
  - i 反省指導に応じなかったり、問題行動が繰り返されたり、また本校生や社会への影響の大きな問題行動を起こすなど、通常のリフレクティブ指導では対応が難しいと判断した場合の措置とする。
  - ii その場合は本人・保護者の弁明を受けた上で職員会議で審議し、学校長が決定する。学校長は本人・保護者を召還し、趣旨説明及びその後の指導の予見を与

えた上で、申し渡す。なお、学校長は、県教育委員会にその旨を報告する。

iii 担任・学年会・生活指導部はチームを組んで反省に専念させる。常に弁明に耳を傾け、良好であれば反省指導に切り替えることも可能だが、指導に応じない場合は「退学」させることができる。「退学」については、次項の手続きによる。

iv 反省の深化が職員会議で判断され、学校長が決定すれば、「校長訓戒」の上、通常の高校生活に戻ることができる。なお「校長訓戒」の形式は「校長説諭」に準じる。

## ② 退学処分

問題行動を繰り返し度重なる指導に応じなかったり、きわめて社会的に重大な問題行動を起こした場合などで、本校での学校生活の継続が限界に達したと判断される場合は、「退学処分」とする。

## 4) その他の指導

クラブ活動や生徒会活動のあり方が問題行動の背景に根深くあると判断された場合は、全体の問題と位置づけ、クラブ顧問や生徒会顧問とともに集団的な指導を行う。

(2007年4月1日施行)